

第三期事業計画における需給調整の特例の取扱いについて

1 見直しに向けた基本的な考え方

【第2回幼保推進部会（令和6年10月15日）】で示した内容と同様

- ① 1号については、第一期事業計画策定の平成27年度当時から供給過剰状態が継続。2・3号についても、これまでの施設整備等により受皿が確保できたこと、保育ニーズの更なる減少により、第三期事業計画では、全市的に既存の提供体制で保育ニーズ充足可能と見込んでいる。第三期事業計画期間中の幼児教育・保育の量の見込みとして、全市的に9,088人の供給過剰が生じることが見込まれる中において、これまで京都の幼児教育・保育を支えてきた保護者の多様な選択肢を維持していくためにも、認定こども園に移行する場合に上乗せできる定員上限は、引き続き最低限を維持していく。
- ② 1号だけでなく、2・3号についても全市的に大幅な供給過剰状態となっている中で、第一期事業計画策定時に定めた現行ルールのうち、幼稚園の預かり保育分の2号・3号児童への振替えが、2号・3号定員の供給量の拡大につながっていることから、当該振替え分は、必要最小限となるように見直しを行うことが必要。
- ③ 一方で、認定こども園への移行や、保護者の就労状況等の変化に伴い、在園中の児童が退園を余儀なくされるといった不利益を被ることがないように、一定の配慮が必要。

2 第2回幼保推進部会での主な意見

(1) ①に対する主な意見

- ・ 各施設が必要以上に子どもを取り合うことで、大規模な施設だけが残りと、利用者の多様な選択肢が失われるため、移行時の定員設定ルールは残すべきであり、現行の3%ルールを維持すべき。
- ・ 認定こども園に移行するということは、少子化の中で自園の特徴等を踏まえたうえで、決定されるものであり、定員設定ルールを設けることで、経営上の足かせになる場合があるため、定員設定ルールは必要ない。
- ・ 定員の設定は、各園の判断において、実利用者や将来の利用見込み等も含めて、決定することでよいと思う。
- ・ 利用者にとっては、様々な選択肢があって選べる方が良い。
- ・ 小規模保育から移行する際、利用者は次の利用施設の選択を悩まれており、希望される施設を利用できれば良いと思う。

(2) ②に対する主な意見

- ・ 今の定員設定ルールを継続するべきだが、見直す場合であっても、在園児が2号認定への振替えを希望される場合は、制限なく認めるべき。
- ・ 3%ルールにおける上限枠がありながら、幼稚園からの移行の場合、預かり

保育の振替枠があり、2・3号定員が増える形になっているのはおかしいので、公平なルールに見直すべき。

- ・ 市からの認可園である以上、定員設定ルールはあって然るべき。週5日の預かり保育利用者なら2号振替えは当然だが、週1回利用しかない場合、利用状況に応じて移行するわけではないので、そのこの区別を丁寧に確認すべき。

(3) ③に対する主な意見

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育園等、園の事情で退園させられるということは、絶対防ぐべきことである。
- ・ その時の保護者のニーズに合わせて柔軟に対応できるとより良いと思う。

3 見直し案（現行取扱いと見直し案の比較表は別紙のとおり）

- ① 認定こども園に移行する場合に上乗せできる定員上限は、**引き続き3%とする。**
- ② **幼稚園の預かり保育の振替分は、廃止**する。ただし、2・3号への移行を希望する在園児の保育を保証する観点から、**以下に該当する場合に限り、移行後の認定こども園において、在園児の特例枠を設けることができる。**
- ・ 移行前年度に預かり保育を利用していた児童（年長児を除く）が2号に移行を希望する場合
 - ・ 2歳児接続事業の3号児童が2・3号に移行を希望する場合
 - ・ 幼稚園併設の小規模保育事業の3号児童が2号に移行を希望する場合（移行前年度に2歳児で在園していた児童に限る。）
- なお、**当該特例枠は当該在園児の卒園をもって廃止**する。
- ③ 移行後の定員変更は、保護者の就労状況の変更等への対応を可能とするために、**保育園由来の認定こども園は2・3号定員から1号定員への振替による15名、幼稚園由来の認定こども園は1号定員から2・3号定員への振替による20名まで引き上げを認める。**

4 今後のスケジュール

本日の幼保推進部会での議論を踏まえ、京都市において制度設計を進め、次期計画に見直し内容を記載し、見直し後のルールについて各施設への周知を行う。

5 留意事項

- (1) 幼稚園から認定こども園に移行する場合は、本市と移行施設との間で、定員ルールの遵守などを定めた覚書を締結する。また、移行2年目の4月には、2号に移行することを希望した児童が卒園した分の特例枠について、利用定員の引き下げを行うこととなるため、移行時に、あらかじめ定員変更届を提出いただくこととする。
- (2) 当該ルールは、次期事業計画期間中の取扱いであり、次期計画後については、市全体の需給バランスへ与える影響等を踏まえ、改めて需給調整の特例の活用に関する検討を行うこととする。

需給調整の特例に係る現行取扱いと見直し案の比較表

1 需給調整の特例ルール

	現行の取扱い	見直し内容	説明	具体例
①	1施設につき定員の3%まで現行の受入児童数等からの上乗せを認める。	現行どおりとする。	・第三期事業計画期間中の幼児教育・保育の量の見込みとして、大幅な供給過剰が見込まれることを踏まえ、引き続き最低限の上乗せとするため、現行ルールを維持する。	【保育園からの移行】 ●利用定員100名の保育園の場合 ・1号認定児童…3名（上限） ・2・3号認定児童…100名（上限） 【幼稚園からの移行】 ●認定児童数100名の幼稚園の場合 ・1号認定児童…100名 ・2・3号認定児童…3名（上限） ※ 幼稚園の1号認定児童については、認可定員により上限が異なる。
②	幼稚園から認定こども園に移行する場合は、預かり保育による受入児童数の範囲において2号・3号定員への振替を認める。	幼稚園の預かり保育の振替分は、廃止する。ただし、2・3号への移行を希望する在園児の保育を保証する観点から、以下に該当する場合に限り、在園児の特例枠を設けることができる。 ・移行前年度に預かり保育を利用していた児童（年長児を除く）が2号に移行を希望する場合 ・2歳児接続事業の3号児童が2・3号に移行を希望する場合 ・幼稚園併設の小規模保育事業の3号児童が2号に移行を希望する場合（移行前年度に2歳児で在園していた児童に限る。） なお、当該特例枠は当該在園児の卒園をもって廃止する。	・第1期・第2期計画を通じて施設整備により受皿が確保できたこと、少子化の進展や保育ニーズのさらなる減少により、全市的に既存の提供体制で保育ニーズは充足可能となる見込みであることから、幼稚園の預かり保育からの振替は廃止とする。 ・一方で、在園児が同じ施設に通い続ける選択を保証する観点から、希望される方が2号・3号に移行することができるよう、移行前年度に預かり保育を利用していた児童等（2歳児接続事業及び幼稚園併設の小規模保育事業の対象児童を含む）に限り、2・3号への移行を認める。 ・当該児童が卒園後、特例枠がそのままになると、結果として2号・3号定員の供給量の拡大につながることから、当該特例枠は当該児童の卒園をもって廃止する。 ・なお、小規模保育併設の幼稚園が認定こども園に移行する場合は、小規模保育事業は廃止のうえ、一体運営となるため、小規模保育の3号定員については、移行後の認定こども園の3号枠として設定可能とする。	【幼稚園からの移行】 ●認定児童数100名（新1号：60名、新2号40名）の幼稚園の場合 新2号40名の内訳は、3歳児10名、4歳児15名、5歳児15名とする。 ・1号認定児童・・・100名 ・2号認定児童・・・25名（在園児特例枠）＋3名（3%分） ※ 幼稚園の1号認定児童については、認可定員により上限が異なる。 ●移行翌年度 ・2号認定児童・・・10名（▲15名（4歳児分））＋3名 ●移行翌々年度 ・2号認定児童・・・0名（▲10名（3歳児分））＋3名

2 定員変更ルール

	現行の取扱い	見直し内容	説明
③	在園児の認定変更（振替）は、3%を超えても認めることとし、面積・配置基準の範囲内で、1号15名、2・3号10名を上限として利用定員の引上げを認める。	移行後の定員変更は、保護者の就労状況の変更等への対応を可能とするために、保育園由来の認定こども園は2・3号定員から1号定員への振替による15名、幼稚園由来の認定こども園は1号定員から2・3号定員への振替による20名まで引き上げを認める。	・保護者の就労状況の変化等に伴う号数の振替ニーズに柔軟に対応し、児童が不利益を被ることがないように、1号15名、2・3号20名を上限として利用定員の引上げを認める。 ・利用定員の引上げ上限は、保育園からの移行は給付単価（幼稚園）の最低区分、幼稚園からの移行は保育所の最低定員とし、引き上げを行っても、それぞれ必要最小限の幼稚園機能・保育所機能を確保できる範囲とする。 ・また、引き上げ上限以上に、在園児の認定変更（振替）が生じた場合、一時的に定員超過することになることはやむを得ないが、定員超過状況が継続することのないよう留意すること。

3 定員変更ルール具体例

	移行当初の定員	利用児童数	利用実態に見合った定員設定	備考
保育園由来の認定こども園	1号：3名 2・3号：100名	1号：20名 2・3号：83名	1号：15名 2・3号：88名 1号定員を引上げ（上限15名） 2・3号定員を引下げ	・2、3号の児童数が定員超過をしている場合は2・3号定員の引上げも必要 ・15名には3%上乗せ分を含む
幼稚園由来の認定こども園	1号：100名 2・3号：3名 （在園児特例枠を含めると28名の定員）	1号：100名 2・3号：28名	1号：100名 2・3号：20名 2・3号定員を引上げ（上限20名）	・1号の児童数が定員超過をしている場合は1号定員の引上げも必要 ・20名には3%上乗せ分を含む ・在園児特例枠は、当該児童が卒園した次の年度から利用定員を引き下げる。